

# 西原町雨水利用促進助成金交付制度

## 1. 助成金交付制度の内容

町内において雨水貯留施設を設置する方に対し、予算の範囲内で助成金を交付します。助成の申請は、先着順で受付します。

## 2. 助成対象施設等

雨水利用のための貯留槽の設置又は下水道への接続により不用品となった浄化槽を雨水貯留施設に転用するための改造工事

## 3. 助成金の額

助成金の額は、雨水貯留槽の設置又は改造工事 1件につき50,000円とする。ただし、要した費用の額が50,000円未満の場合は、その要した費用の額とする。

重複して交付を受けることはできません。

助成金の交付対象となる雨水貯留槽を設置する場合は、有効貯水量 1m<sup>3</sup>以上とし、1世帯(同居世帯は1世帯とみなす)につき1施設とする。

## 4. 手続方法

